

## アジア諸国と人権 (その二七)



研究センター所長  
京都大学名誉教授

安藤 仁介

前回申し上げたとおり、今回はタイの第一回報告書の審査後に自由権規約委員会が採択した総括所見の指摘のうち、(1) 南部に布かれた緊急事態宣言または戒厳令、(2) ビルマ(ミャンマー)との国境近くに設置された難民キャンプ、(3) 売春に関連するHIVエイズ、の三事項と、いわゆるタクシン派、反タクシン派の対立の計四つの問題を検討しておきましょう。

まず、タイの政治史でご説明したように、近世の西欧諸国の進出の結果、東からのフランス、西と南からの英国の圧力に抗して、タイは何とか独立を維持しましたが、その代償にマレー半島の南部四州を英国に譲渡しました。

す。しかし、難民キャンプで生まれた子供には原則として国籍が与えられず、またタイ北東部の山岳地帯に住む少数民族の中には親が出生届を出さないで国籍を持たない子供もいます。人権保障のためには「国籍」はきわめて大切な要件ですから、委員会はタイ政府がしかるべき措置をとるよう促したわけです。

三番目に、タイでは徐々に規制が厳しくなっているにもかかわらず、売春が全面的に禁止されているわけではありません。そして衛生管理の不備が原因で、HIVエイズに感染する患者が後を絶ちません。これは遺憾なこととに、アフリカ南部の諸国ほか多くの途上国で見られる現象です。とりわけ、先進国では発病予防薬が開発されて「死に至る病」の懸念は減少したものの、途上国では薬価が高額なため懸念は解消されず、国連事務総長の呼びかけで予防薬購入基金が設立されたほどです。タイでも、遅ればせながら対策は手がけられていますが、委員会はこの問題やDVなど、女性の人権保障へ向けた一層の努力をタイ政府に要請したのです。かつて「売春ツアール」で悪名をさせた日本にとっても、これは他人事ではありません。

この地域の住民は八割がイスラム教徒であり、民族的にマレー系であることも手伝って、仏教中心の中央政府の影響を嫌い自治拡大を求め、それが時にタイからの分離独立運動に発展することもあったのです。これに対して中央政府は二〇〇五年七月、上記の戒厳令を布いて、三万人の軍と一万人の警察官を派遣しました。それにもかかわらず、海兵隊員の殺害や仏教寺院の襲撃などの事件が起きています。こうした状況下では自由権規約も、締約国が「事態の緊急性が真に必要な限度において」規約に基づく義務から離脱する措置をとる(たとえば移動の自由の制限)ことを認めています。しかしその場合にも、恣意的な生命の剥奪や拷問の禁止など、いくつかの基本的な人権を守る義務は存続しますので、委員会はその点についてタイ政府が行き過ぎないように注意を求めたのです。

つぎに、軍事独裁政権の強権支配から多数のビルマ人が国境を越えて避難を続け、タイ政府も国連の支援を受けて、国境近くに難民キャンプを設置しています。難民の中には、反政府運動家のほかにビルマ南東部で政府軍と戦うカレン族などの少数民族の出身者も含まれていま

最後に、はじめに触れたとおり、タクシン派と反タクシン派の対立は、現在のタイが抱える大きな政治問題であり、そのまま人権に繋がる問題でしょう。この前の選挙でタクシン派の「国民貢献党」が大勝利を収め、タクシンの末妹であるインラック女史が首相の地位に就きました。当のタクシンは、汚職罪の確定判決執行を免れるため、海外逃亡生活を続けていますが、かれの人気を支えているのは、タイの政治がそれまで注目してこなかった農村や都市の貧困層の福祉政策を積極的に進めた実績にある、といわれています。これは反タクシン派が民主主義を強調するインテリ層や都市の中間所得層に多いことと対照的です。たしかに民主主義にとって、タクシンが首相時代に試みた強権的な政治手法は好ましいものではなく、ある意味でポピュリスト的と非難されるのも止むを得ないでしょう。他方で、民主主義がより多くの有権者に支持されるためには、大衆にとって納得できる政策が打ち出されることも必要です。「民主主義の下では、国民は自分たちに値する政治しか持つことができない」という言葉を、私たち日本人も自分自身の問題として噛み締めなければなりません。